

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 30 日

岐阜県知事 古田 肇

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積
土岐市鶴里町柿野字河原田 496 番 1	田	669 m ²
土岐市鶴里町柿野字河原田 497 番 1	田	919 m ²

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和 7 年 3 月 31 日	令和 17 年 3 月 30 日まで (10 年間)	20 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岐阜市藪田南 5-14-12

一般社団法人岐阜県農畜産公社 理事長 雨宮 功治

4 農地の所有者等の情報

(亡) 林 愛作

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岐阜地方法務局（多治見支局）に補償金を供託してください。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は岐阜地方法務局（多治見支局）において、補償金の還付を受けることができる。